

⑫ 木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します

木造住宅の倒壊による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修設計や、耐震改修工事を行う方を対象に、その費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。
- ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。
- ・耐震診断を受けて、上部構造評点(耐震性の評価)が1.0未満であること。

補助対象者となる方

- ・上記の対象住宅の所有者で、市税を滞納していない方。
- ・自己または2親等以内の親族が居住するために事業を行う者であること。

補助対象事業と補助率

○耐震改修計画事業(設計)

耐震診断を実施した後、補助対象建築物の上部構造評点を1.0以上に向上させるために耐震改修計画(設計)を作成する事業

【補助率：事業に要した費用の2/3以内(10万円が限度)】

○耐震改修工事事業

耐震改修計画に基づき、改修工事を行う事業であって、当該工事により建物の上部構造評点が1.0以上となるもの。ただし、当該計画を作成した診断士が工事監理を行うことを条件とする。

【補助率：事業に要した費用の23%以内(30万円が限度)】

募集戸数 各事業につき1戸

申込期限 9月30日(水)

申込方法 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて都市計画課までご提出ください。

※事前に都市計画課までお問い合わせください。

※予定戸数に達した時点で申し込み受け付けを終了します。

申・問 都市計画課(内線587)

⑬ 事業主の皆さん 改正法への対応はお済みですか

次の法律にかかる改正法が施行されますので事業主の皆さんは対応をお願いします。

改正育児・介護休業法

令和3年1月1日より、子の看護休暇や介護休暇が時間単位で取得可能となります。

パートタイム・有期雇用労働法

中小企業事業主は令和3年4月1日より、同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止となります。

改正女性活躍推進法等

令和4年4月1日より、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定や届出、情報公表が義務化されます。

詳しくは茨城労働局雇用環境・均等室までご確認いただき、早めの法規整備をお願いします。

問 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>